

## 第 11 号議案

# 令和元年度仙台市水道事業会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度仙台市水道事業会計予算」の名称を「令和元年度仙台市水道事業会計予算」（以下「予算」という。）とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

（総 則）

第 1 条 令和元年度仙台市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 予算第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量） （△減）	（ 計 ）
(1) 使用給水栓数	464,000栓	1,000栓	465,000栓
(2) 年間総配水量	119,945,000m <sup>3</sup>	△ 450,000m <sup>3</sup>	119,495,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	327,720m <sup>3</sup>	△ 1,230m <sup>3</sup>	326,490m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 口 施設整備事業	4,235,832千円	△ 477,000千円	3,758,832千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額） （△減）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 水道事業収益	30,280,026千円	△ 305,620千円	29,974,406千円
第 1 項 営業収益	27,056,339千円	△ 200,000千円	26,856,339千円
第 2 項 営業外収益	3,220,821千円	△ 105,620千円	3,115,201千円
支 出			
第 1 款 水道事業費用	28,410,713千円	△ 571,500千円	27,839,213千円
第 1 項 営業費用	26,964,663千円	△ 539,500千円	26,425,163千円
第 2 項 営業外費用	1,373,050千円	△ 32,000千円	1,341,050千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,506,280千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額825,689千円及び損益勘定留保資金等9,680,591千円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額) (△減)	(計)
<b>収 入</b>			
第1款 水道事業資本的収入	6,207,670千円	△ 574,000千円	5,633,670千円
第1項 企 業 債	4,500,000千円	△ 200,000千円	4,300,000千円
第3項 出 資 金	454,018千円	△ 72,000千円	382,018千円
第4項 国 庫 補 助 金	835,556千円	△ 232,000千円	603,556千円
第5項 開 発 負 担 金	336,448千円	△ 90,000千円	246,448千円
第6項 負 担 金	53,345千円	10,000千円	63,345千円
第7項 その他資本的収入	20,573千円	10,000千円	30,573千円
<b>支 出</b>			
第1款 水道事業資本的支出	16,887,950千円	△ 748,000千円	16,139,950千円
第1項 建 設 改 良 費	10,655,445千円	△ 545,000千円	10,110,445千円
第2項 企 業 債 償 還 金	6,232,505千円	△ 203,000千円	6,029,505千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた限度額を、次のとおり補正する。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額) (△減)	(計)
(2) 施 設 整 備 事 業	1,000,000千円	△ 200,000千円	800,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

(項 目)	(既決予定額)	(補正予定額) (△減)	(計)
(5) 災害復旧事業に対する補助金	18,027千円	△ 18,027千円	0千円